

個人向けみえグリーンボンド

みえグリーンボンドとは、三重県が、環境改善効果のある事業等に要する資金を調達するために発行する債券です。募集した資金は、環境改善効果に繋がる事業・プロジェクトに活用します。

三重県は、2019年12月に、脱炭素社会の実現に向け取り組むことを決意し、「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言しました。
2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現を目指します。



みえグリーンボンド充当事業例[※]



信号機等のLED化等



沿岸浅海域における藻場造成



水産分野への対応：
水産業研究施設機器整備費(アコヤガイ等)、
調査船の設計・建造、
水産動植物の種苗生産施設整備



水害対策：
治水ダムの建設、河川の改修(堤防の改修、河道掘削等)、河川の堆積土砂撤去等

※ これらは、「みえグリーンボンドフレームワーク(令和3年11月策定)」におけるグリーン適格プロジェクトの一例であり、これらを含めた10の対象プロジェクトに関する事業のいずれかまたはすべてに調達資金を充当する予定です。また、「みえグリーンボンドフレームワーク」は、株式会社格付投資情報センター(R&I)から「国際資本市場協会(ICMA)の定めるグリーンボンド原則に適合」する評価を受けています。

◆ 令和3年度みえグリーンボンド充当事業については、右記よりご参照ください。

[みえグリーンボンド インパクトレポート](#)



募集期間

令和4年

10/5^水 ~ 26^水

発行日

令和4年

10/27^木

お買い求めいただける方

- 三重県内にお住まいか、お勤めの方
- 三重県内に事業所等のある法人・団体
- 三重県を応援する個人・法人等

上記の募集期間は、現時点での予定であり、申込総額が5億円に達し完売した時点で終了させていただきますのでご留意願います

発行予定額	5億円	発行価格	額面100円につき100円
期間	10年(満期一括償還)	利払日	毎年4月・10月の各27日 (第1回利払日:令和5年4月27日<休日の場合は前営業日>)
償還日	令和14年10月27日	購入単位	1万円から1万円単位(法人は1,000万円まで)
利率・利回り	10月5日(水)県ホームページなどで発表予定		

裏面を必ずお読みください。

三重県令和4年度第2回公募公債(グリーンボンド)

1 三重県公募公債とは？

- 公募公債(市場公募債)は、三重県が発行する債券で、利子や元本は県がお支払します。

2 額面1万円から購入出来ます

- 額面は最低1万円から、1万円単位で購入できます。(法人は上限1,000万円まで)

3 10年満期、利子は年2回

- 10年満期で、金利は元本償還まで変動のない固定利率です。年2回、定額の利子をお支払し、10年後の満期日には元本と最終利子をお支払します。

4 マル優、特別マル優について

- 一定の条件を満たす方は、所定の手続きによりマル優・特別マル優制度をご利用いただける場合があります。詳しくは、各金融商品取引業者にお問合せください。

5 信用リスクについて

- 本債券は、地方公共団体が発行する債券で安全性の高い商品とされていますが、発行体の財政状況の変化等により、元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるなどのリスクがあります。

6 中途換金が可能です

- 本債券は、満期前でも売却して換金することができます。ただし、本債券の価格は日々変動していますので、金利の上昇等による債券価格の下落や発行体の信用状況の悪化及び発行体に対する外部評価の変化等により投資元本を割り込む場合があります。

7 その他

- 本債券のご購入にあたっては、購入対価のみのお支払となります。
- 本債券は、預金ではありませんので、預金保険制度の対象にはなりません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による保護の対象にはなりません。
- 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある地方債のため、券面は発行されません。
- 2016(平成28)年1月1日以降、特定公社債の利子所得・売却損益・償還差損益は申告分離課税の対象となります。詳細については各金融商品取引業者にお問合せください。
- ご購入に際しては、各金融商品取引業者にてお配りしている「契約締結前交付書面」等をよくお読みいただき、必ず内容をご確認ください。

金融商品取引業者からのお知らせ

必要書類について

- 本人確認書類(運転免許証や健康保険証などの身分証明書)
- 個人番号(マイナンバー)を確認できる書類(個人番号カード・住民票の写し・通知カードなど)
- 印鑑(各金融商品取引業者への届出印)
- マル優・特別マル優制度をご利用される方は、確認資料(年金手帳・健康保険証・住民票の写しなど)

※各金融商品取引業者によって異なる場合があります。また、口座管理手数料等が必要となる場合がありますので、詳しくは下記金融商品取引業者にお問い合わせください。また既に口座をお持ちの方は、新たに開設する必要はありません。

お申し込みは下記金融商品取引業者まで

金融商品取引業者	登録番号	加入協会				電話番号
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
三菱UFJエルガン・スタンレー証券株式会社	関東財務局長(金商)第2336号	●	●	●	●	059-223-1911(三重県内の方) 0120-532-346(三重県以外の方)
大和証券株式会社	関東財務局長(金商)第108号	●	●	●	●	059-226-7111
岡三証券株式会社	関東財務局長(金商)第53号	●	●	●	●	059-226-1511

※ 三重県外の店舗での取り扱い、金融商品取引業者によって異なる場合があります。詳しくは、上記金融商品取引業者にお問い合わせください。

その他市場公募債に関するお問合せ先

三重県総務部財政課
ホームページ

059-224-2119(FAX 059-224-2125)
<https://www.pref.mie.lg.jp/ZAISEI/HP/kensai>